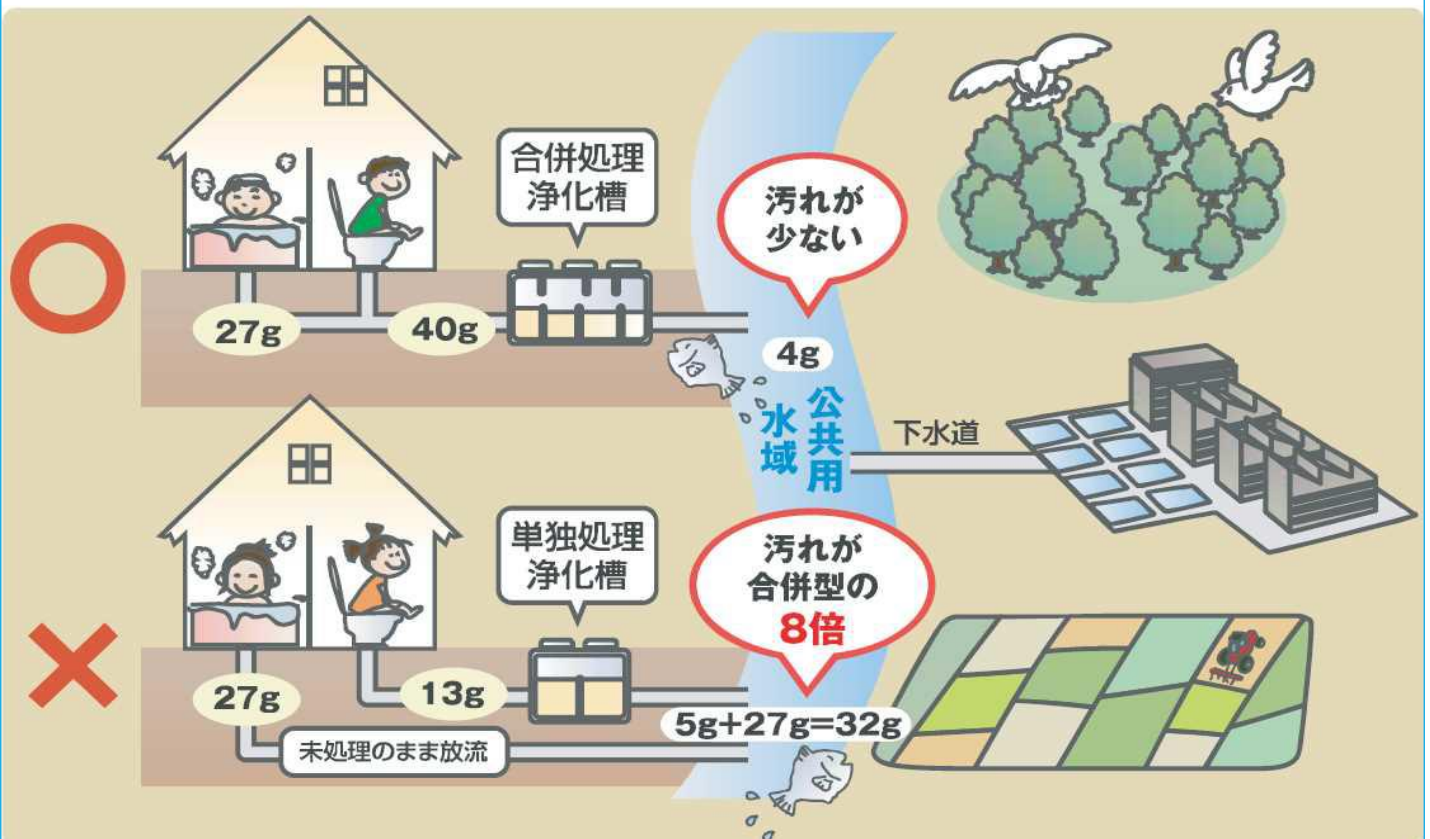


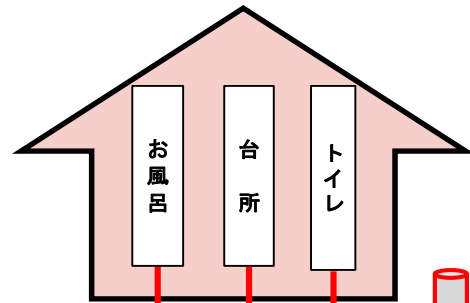
単独処理浄化槽を使用している皆様へ 合併処理浄化槽への転換のお願い

一人一日当たりの生活排水の汚濁物質(BOD 量) は40gとされています。合併処理浄化槽は、この汚れを90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう!

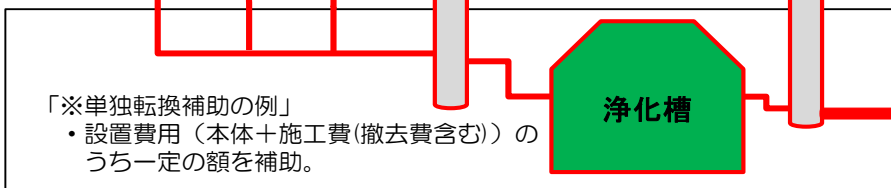


「浄化槽法の一部を改正する法律(令和2年4月施行)」に規定が追加されました。

そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽について、都道府県知事が除却等の助言、指導、命令等を行うことができる。(附則第11条関係)



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際、補助金が出る場合があります。



※市町村によって補助の内容は異なります。

私たちが暮らして使った水をきれいにせずに流すと・・・
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

**単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、
身近な水をきれいにしましょう！**